

## 一般財団法人松本市スポーツ協会賛助会員規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人松本市スポーツ協会定款(以下「定款」という。)第42条第1項に規定する賛助会員(以下「賛助会員」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(会 費)

第2条 定款第42条第1項に定める年会費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 団体会費 年額一口 10,000円 一口以上
- (2) 個人会費 年額一口 1,000円 三口以上

(会員証)

第3条 賛助会員には、賛助会員証を交付する。

(補 則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

財団法人松本体育協会賛助会員規則は廃止する。

附 則

この規則は、一般財団法人設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月26日から施行する。